

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会

平成28年審議第7回基本問題小委員会（通算第18回）

平成28年6月22日（水）

【三浦入札制度企画指導室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成28年第7回基本問題小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

報道関係の皆様のご冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、会議に先立ちまして国土交通省、宮内大臣政務官からご挨拶させていただきます。よろしくお願いたします。

【宮内大臣政務官】 皆さん、おはようございます。第7回基本問題小委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。大森委員長様をはじめとしまして、委員の皆様方におかれましては、日ごろより国土交通行政の推進に大変なご理解とご協力をいただいております。まことにありがとうございます。改めて感謝申し上げたいと思います。

この基本問題小委員会におきましては、基礎ぐい工事問題で提言されました建設業の構造的課題への対策等につきまして検討するために、委員の皆様方には今年1月からこれまで6回にわたりまして、精力的にご審議をいただいております。これまでご審議いただきました内容につきましては、元請、下請の責任や役割の明確化と重層構造の改善の問題、それから民間工事におけます発注者や元請等の請負契約の適正化の問題、そして技能労働者等の処遇や意欲と資質の向上の問題等につきまして、建設業の幅広いテーマにわたりましての積極的なご審議を賜りまして、いずれも建設業の発展と工事の品質確保を図っていく上で大変必要不可欠な対策であるとともに、国民の皆様方からの信頼の確保という大切な問題につきましてのご審議をいただきました。

本日は、これまで本委員会でご検討いただきました内容を踏まえまして、事務局より中間とりまとめ案を提示させていただきたいと思っております。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【三浦入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。

本日の委員会には、委員の過半数のご出席をいただいておりますので、中央建設業審議会社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会運営要領第3条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。なお、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開されてございます。本日お手元に配付いたしました資料の一覧は、議事次第に記載してございますが、不足等がございましたらお申し出ください。

報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りはご遠慮願います。

これより議事に入らせていただきますが、1点、マイクの使い方についてご説明させていただきます。お手元にマイクスタンドがございますが、こちらのボタンを押していただきますと、赤色に光った状態になります。そのままの状態でご発言いただきまして、ご発言が終わられた後は再度、ボタンを押していただきまして、赤い色を消していただきますようお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事の進行は大森委員長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

【大森委員長】 それでは早速ですが、お手元の議事次第に基づいて議事に入らせていただきますと思います。まず、事務局から中間とりまとめ案についてご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【北村建設業課長】 それではご説明申し上げます。お手元に資料1と書いてございます、中間とりまとめ案がございます。こちらをご説明いたしますけれども、あわせてお手元に、資料のすぐ後ろにA3判の全体のとりまとめの概要をまとめたものと、それから資料2ということで参考というものと、あと最後に参考資料ということでポンチ絵集がございます。本日、こちらのポンチ絵等につきましてはご説明いたしませんけれども、今回の中間とりまとめの全体像と個々の内容をあらわしたものですので、今後、適宜使用させていただきますということでご参考までにおつけしております。

それでは、まず資料1を私のほうからご説明申し上げます。中間とりまとめ案でございますが、基本的には前回ごらんいただきました骨子を文章にしたという形でございます。委員の皆様方には一度、途中段階の案をお送りいたしましてご意見を頂戴しているところでございますけれども、本日は骨子から大きく変わったところだけ、かいつまんでご説明を申し上げたいと思ひます。

まず、表紙をお開きいただきまして1ページ目に目次がございます。前回のご審議で、今回の案ではⅡの4で「重層下請構造の改善」となっております。前回、大きいⅢという

ことで立てておりましたけれども、並びからするとⅡに入れるべきではないかということで、そういうふうに構成を変えさせていただいております。

少し飛びまして4ページ目でございます。②の「施工体制における監理技術者等の役割の明確化」、「対応の方向性」というところで、前回は単に役割の明確化が必要だと書かせていただいておりますが、今回、本文に、文章にする際に真ん中のところで、特に品質管理においては役割の違いが大きいということで、元請の監理技術者は下請からの報告を受けて立ち会い確認をしたり、全体の確認をします。下請の技術者は原則、立ち会い確認をするとともに元請または上位の下請への報告を行うということ、具体的な例を書き込んでおります。あと、前回のご議論の中で、下請の技術者の中では元請に近い役割があるということを書かせていただいておりますが、そういう人もあくまでも元請の監理技術者等の指導監督の下でということを明記させていただいております。

それから6ページ目でございますが、こちらの真ん中の「対応の方向性」というところの5行目からでございます。「このような状況を踏まえ、監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要である」と。前回の骨子では、工場製品については技術的関与を求めることが困難という形で書かせていただきましたけれども、困難な中でも例えばJISであることを確認するとか、できる範囲内の役割というものが技術者にはあるのではないかということで、このような、合理的な方法で品質管理を行うという書き方に変えさせていただいております。

6ページの一番下、民間工事における請負契約の適正化でございますけれども、7ページ、「対応の方向性」の中で具体的にどういうことを書くかということ、これは以前、審議の中では資料でご説明しておりましたけれども、ここの後段で、指針の内容として「発注者、設計者、工事監理者、施行者等の関係者の役割や事前調査の必要性」、それと具体の協議項目として「地中関連、設計関連、資材関連、周辺環境、天災等」、こういうことを書き込むという指針の大どころをここに入れ込ませていただいております。

同じページの下のところ、マンション、エンドユーザーへの情報提供のところでございますが、ここも「現状・課題」の最後の3行でございますけれども、地盤情報については11種類に含まれているけれども、明確になっていないということも明記させていただいております。

8ページでございますが、情報の保存のところでございますが、これも「現状・課題」の最後の段落で、前段のところこういう情報の保存が必要だということを書かせていた

だいておりましたけれども、議論の、従来の審議の中で、そうは言っても建設現場でビル1つを建てるためにも膨大な資料を作成する、当然、それを全部保存することは困難だということで、何がほんとうに必要な情報かどうか。あと「対応の方向性」のところ、保存するとしてそれをどの程度の期間、保存するかということについて十分な検討が必要だということ、委員のご意見も踏まえ、加筆させていただいてございます。

それから10ページのところでございますが、ここは大幅に、骨子のときから内容を骨づけさせていただいておりますので、個々のところは割愛いたしますけれども、大きい構成として10ページの「現状・課題」のところ、数字のことを書かせていただいております。後ほど詳しい、補足の説明を申し上げますけれども、今回の施策を行うに当たって別途、試算を行っておりますけれども、その中でコーホート法という手法で、現行の労働者の数字と現在の人口構成をもとに試算をすると、10年後に約44万人減少するという数字が出てございますので、これを冒頭に書きまして、こういう危機感を持って施策を遂行するということで、この数字についてご説明申し上げます。

あと、これに関連していろいろな、投資がどうなった場合にはどうなるかと、そういうことも中間段階では答申、とりまとめの本文に入れたらどうかという案も一時、お示ししておりましたけれども、今回はいろいろなご意見もあったものですから、本文からは取りまして、別途説明資料として後ほどご説明したいと思っております。

あと、14ページの「対応の方向性」のところ、4行目でございますけれども、経営事項審査に係るいろいろな負担軽減、空白期間の短縮とか施策の方向性を以前、審議の中でご披露しておりますが、具体的に書き込んでおります。

あと、15ページの経營業務管理責任者のところでございますが、これにつきましても「現状・課題」の一番最後の3行でございますけれども、以前の審議の中で経営側の業務責任者について、コンプライアンス等の観点からの役割の明確化、こういったご意見も委員の方から頂戴しておりましたので、それをつけ加えさせていただいてございます。

それと18ページの最後のまとめのところでございますが、こちらの3行目でございますけれども、これは今回の、委員から私どもがとりまとめを頂戴するときに、我々として速やかに実施することを望む、適宜可能なものから順次実行に移すというような、委員会からのメッセージを入れていただいた、そういうことを追記させていただいてございます。

私からは以上でございますが、資料2について補足の説明を申し上げたいと思っております。

【木村建設市場整備課長】 建設市場整備課長の木村でございます。それでは、資料2

をごらんいただきたいと思います。参考ということで、「10年後の技能労働者数に関する試算」という1枚紙をおつけしております。この試算の考え方につきましては、前回の委員会でお示ししておりますとおりで、今回は数字を入れたものを簡単に結果としてお示するというところでございます。

最初に、「コーホート法による10年後の技能労働者数の試算」という欄がございますけれども、これは本文中にも書いてございますけれども、現在、足元は非常に労働者は堅調に推移しております。比較的高い水準で推移しているということですが、このトレンドがこのまま10年間続くと仮定して試算しても、現時点から約44万人減少して286万人ということがございます。これは、高齢者の比率が非常に高いものですから、大量離職ということで、若者の入職が高い状態であってもなかなか追いつかない、そういう結果で44万人減少して、約286万人となるということで、これが出発点でございます。

次の項目で「10年後の建設市場規模を踏まえた技能労働者数の試算」を行っております。まず10年後の建設市場規模につきましては、これはいろんな機関から予測値が出ておりますので、それを参考にさせていただいて市場規模を出して、技能労働者1人当たりの建設市場規模の過去の実績、これを出して、それを割り戻した数字により試算するという方法をとっております。1つ目の「・」でございますけれども、まず建設市場規模を、内閣府が出した「中長期の経済財政に関する試算」、ここでの経済成長率をベースとして試算した場合は、10年後につきましては約379万人必要という試算結果になっております。その下に、「※」でちょっと小さい字で書いてございますが、この内閣府の試算につきましては、経済成長率を名目GDP成長率1%半ば程度で継続するという試算でございます。10年間で建設市場規模をおおむね15%強拡大するという前提のものと試算でございます。それが379万人ということでございます。

2つ目の「・」でございますけれども、建設市場規模を建設経済研究所が行った将来予測値をベースとして試算した場合は、約333万人ということになります。これもまた1つ目の「・」の後段を見ていただきたいのですけれども、この建設経済研究所の将来予測値につきましては、将来の人口減少の影響等が考慮されているということでございまして、建設市場規模そのものにつきましては、現在と比較しておおむね横ばいで推移するという前提のものと市場規模ということでございます。これが約330万人ということでございます。

また、一番下の2つ目の「※」を見ていただきたいのですが、1人当たりの建設市場規

模につきましては、国交省の「建設労働需給調査」によりまして、労働需給の均衡がとれている年度の過去の実績値を使って割り戻すという作業を行っております。したがって、この379万人と333万人という試算を行って、コーホートの場合が286万人ということでございますので、書いておりませんが、引き算すると47万人から93万人、これが差分ということになります。これをどういう形で埋めていくかということになるということでございます。

最後の項目で、「技能労働者数の確保の目安に関する試算」と書いてございます。これをどう埋めていくかということですが、これはなかなか試算として難しいので、目安ということでございますが、1つ目の「○」にございますように、過去の実績を参考としてどのくらい目安として確保できるかということでございます。1つ目の「・」は、34歳以下の若年層、中堅層の方々の入職・定着の水準が、今も比較的頑張っているわけでございますけれども、2000年から2005年度は非常に高い水準だった時代があるわけでございます。この水準といいますのは、その世代の全人口に対して技能労働者として就業している方の比率を示しておりますけれども、そのレベルに達した場合は追加的に確保ということで、約15万人から28万人、これは結果として試算値としては追加、確保できるという数字になります。一方で2つ目の「・」ですけれども、中堅層、高齢層につきましては、特に直近5カ年、非常に高水準の変化率ということでございまして、これが10年後まで継続して続く場合は、21万人の追加的な確保が、過去の実績の数字をそのまま使えば可能になるということでございます。

一方で2つ目の「○」のところでございますが、生産性向上による効果、これも目安として試算しています。生産性向上の効果そのものにつきましては、いろんな要素があるものですから、なかなかこのようになるということをお示しすることは難しいわけですが、業界団体のアンケート調査などを参考にさせていただきながら、仮に1割の向上が図られた場合につきましては、その効果は約30万人から34万人に相当するという試算結果になります。

したがって、以上の3つお示しした追加的な確保ということで、生産性向上につきましては必要数が押し下げられるという効果になりますけれども、この3つを足し合わせますと、合計として66万人から83万人の確保の目安、数字が試算されたということになります。結果を申し上げますと、先ほど差分は47万人から93万人と申し上げました。したがって、将来の建設市場規模が、建設経済研究所の予測値ベースの場合、横ばい

水準で推移する場合には、官民の努力を総動員して頑張れば数字としては、試算値としては対応可能であるという結果となります。一方で内閣府ベースの試算の場合、将来の建設市場規模が現状より高目の水準で拡大した場合につきましても、その大半については過去の実績からの試算ではカバーできる数字にはなったということでございます。いずれにいたしましても、この確保の目安、過去の非常に高い水準の値を使った試算でございますので、官民を挙げて相当高いレベルの努力を続けて、ようやくこの目安の数字ということになるということでございます。

説明は以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に関してご質問、ご意見等ございましたらご自由にお願ひします。

私のほうから、細かい字句の点ですが、皆さんにもちょっとご相談ですが、5ページですけど、下の「対応の方向性」の2行目のところですが、「法令遵守の指導を徹底する必要がある。その上で」というのがあるのですが、これは「必要があり、そのため現行の通知を改正し」ということではないのかなという感じがするのですが、それだと変ですか。ちょっとした言葉遣いだけなのですが、皆さん、いかがですか。前のままでよければ私はこだわりませんけど。

【古阪委員】 書き直したほうがいい。5ページは、明らかに「必要がある。その上で」というのは、必要があるのはそれで終わっているわけで、だから「そのためには」という、さっき座長がおっしゃったように変えるべきこと。

【大森委員長】 ほか、ご自由に。何かありましたら。

田口委員、どうぞ。

【田口委員】 10ページのところにかかわると思うのですがけれども、「現状・課題」で、何度かこの会議で申し上げてきているのですがけれども、資料ではひとり親方の記述はありましたけれども、この中間とりまとめの中には一言も出てこないの、あえて申し上げたいと思います。

それで、2014年に42万4,000人なのですね、ひとり親方労災の特別加入者。1993年には14万7,000人しかおらなくて、約20年で30万人増えていますから、やはり42万人、50万人ぐらいまでいくと思いますけれども、この問題はやはり避けて通ることはできないと思うのですよ。これをどういうふうに評価をして、労働者であったり請負者であったりということだと思ひますから、それを調査をして、分析をしてどうい

うふうに扱っていくのか。基本的には雇用をしていくという方向に踏み出さないと、これだけの固まりですと明らかに重層下請構造を構成する非常に大きな要因になっていると思いますので、そのところをこの「現状・課題」の中に何らか記述をしていただけないかなというふうに思います。

【大森委員長】 いかがですか。

【北村建設業課長】 検討させていただきます。

【大森委員長】 ほか、いかがでしょうか。

古阪委員、どうぞ。

【古阪委員】 後出しじゃんけんするつもりはないのですが、読ませていただいて2点、ちょっと気になって。1点目、これは前からここではお話ししている部分もあるのですが、3ページの「監理技術者等の適正な配置、役割の明確化」というところの最初のところで、2段落目に、監理技術者・主任技術者は、工事の施工計画の作成、工程計画云々、要するに監理技術者がそれをやりますよと。もう一方で建築士法関連の国土交通省告示第15号で言うと工事監理者は「設計図書のとおりにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。」ことになっている。つまり、監理技術者とは書いてなくて、工事施工者と書いてある。そこは矛盾という意味じゃなくて、一般に工事施工者の語は建築士法では施工側をそう呼んでいる。建設業法上で言うと監理技術者というふうに特定の技術者を指定して書いている。この用語の関係が典型的な例ですが業法上の問題と士法上の問題を分けて議論していますけれども、品質確保に関してはそこが一番設計側と施工側が結び付きやすい接点だと思います。端的には、監理技術者が施工計画をつくり、工事監理者が施工計画を客観的に確認するというようなことになるわけで、その部分を今回何とかするという意味ではありませんが、少し将来的にはその接点を大事にしていく必要があるんじゃないかと思います。こういうことが幾つかあるんですね。

もう1点挙げますと、建築士法でいう工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること」であり、告示第15号では、「確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。」とあるわけです。もちろん工事監理者の責任で。ここにも工事施工者（監理技術者）と工

事監理者の接点がありますので、将来的にはそれらの整合を図るということを課題にしていなければ。今回ここに書き込むということじゃなくていいんですけど。

2点目は、先ほどのひとり親方と同じようなことで、基幹技能者の扱いというのがやはり抜けている、民間団体というか国の制度じゃないから意図的に抜いたということかもしれませんけれども、やはり国としてもかなり推進されてきているわけですし、随分、基幹技能者の数も増えていきますので、そういう意味では将来的に言えば、もう少し基幹技能者が技術者の領域と横断的になるとか、あるいは技能者が将来現場所長になるといったものすごく誇り高きところまでいくという筋道が描けそうにありますので、ぜひその方向性という意味では一言入っているほうが、職人さんたちにとって元気が出るのじゃないかと思えます。

そういう2点、可能であれば少し検討いただければと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。最初の1点は、今後のご意見ということですね。2点目は基幹技能者という言葉がどこかに入ったほうがいいのじゃないかということですか。

【古阪委員】 入っているかもしれない、見た範囲で入っていない。

【大森委員長】 それは事務局のほう、どうでしょう。可能ですか。

【北村建設業課長】 2点目は、気持ちはこもっているのですけれども、もうちょっとわかりやすくできるかどうか、相談させてください。

【大森委員長】 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、蟹澤委員。

【蟹澤委員】 本文では10ページの「大量離職時代に向けた」というところにかかわるのですけれども、これは意見というか1つのお願いです。資料2で分析をしていますが、例えば今の2010から15の変化率というのは、相当に入職率がいい数値を用いての予測であるということ、それから資料2でいいますと、やはりこの2000から2005年の若年層の入職はとてもよくて、多分、直近の国調と比較すると2倍以上ぐらい、特に10代、20代の人が入っているという数値を用いているわけです。要するにかなり楽観といったは語弊があるかもしれませんが、かなりいいほうの数字を使っての予測であるということが言えます。それから35歳以上の人数が多いというのも、2000年から2005年に若い人が多く入っているからです。要するに、このような前提のもとに立ってこういう数値が出てきているということを知りやすく、心配なのは、これがこ

のまま出ることないのでしょうけれども、これならば何もしなくても10年後は大丈夫だというふうに業界の方々が思ってしまうと、せっかくこれまで取り組まれてきた社会保険問題とかいろんな取り組みが元の本阿弥になってしまっても困るものですから、この予測値を実現するには、今の業界の努力が続かなければ難しということが、ニュアンスとして伝わってきていただきたいと思うので、よろしく願いいたします。

【大森委員長】 ありがとうございます。もっと修文を具体的にしてくれというご要望ですか。

【蟹澤委員】 本文のほうへは直接出てこないのでもいいと思いますけれども、この資料2の見せ方あたりですけれども、いわゆる楽観値が表に出ている集計ですので、その辺の取り扱いというか、少なくとも業界の皆さんが何もしなくても10年後は心配ないというふうに簡単に思わないように取り扱っていただきたいなというお願いでございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

資料2はどういう形で使われるのですか。

【北村建設業課長】 1つは、あくまでも参考までに試算したということですが、なおかつ今の我々の気持ちというのは、今までで最もよかった、いいとこどりをしてようやく実現可能な、非常に厳しいことだということをむしろ言いたいために試算しているということではあるんですけれども。これはちょっと数字を、先生方のご意見を頂戴してですけれども、本文に入れるのは44万人という、コーホートで単純に減るところだけを入れさせていただいて、こちらについてはあくまでも今回の審議資料として、我々として試算してお出した紙だということで、今後そういう試算をしたということは公の場に出したことは事実ですので、何らかのときに世に出すことはあろうかと思っておりますけれども、そういうときに、蟹澤先生がおっしゃったような、ミスリードしないような説明を入れるなり、それは気をつけてまいりたいと思います。

【大森委員長】 確認なのですが、これは中間とりまとめ案には添付しないということですか。添付するのですか。

【北村建設業課長】 あくまでも審議の際に使った、これまでも何回かの中でいろいろな審議をさせていただいて、資料を提出させていただいておりますが、そのうちの1つと同じということで。

【大森委員長】 要するに資料の一つということですね。わかりました。もしそうだとすると、アイデアなのですが、10ページの今言った4段落目ですか、正確に言うと、「技

能労働者が増加傾向を示している直近5年における若年層の変動率がそのまま続くと仮定しても」だと思います。仮定しても、こうこうやるところですよという言い方に変えたほうが、より正確かなと思います。皆さん、よろしいですか。

【蟹澤委員】　そういう意味で言うと、44万人減少というところも、例えば「少なくとも」というのをつけていただくとか、それくらいのもが必要かなと思います。というのは、この数値が1年前の日建連の予想された128万人減少というのに比べても、かなり良いほうの数字に振れていますので、そういう意味では「少なくとも」とつけていただいても良いのではないかと100万人減るという認識は業界の中に浸透していますことを、考慮していただけると良いと思います。

【大森委員長】　ありがとうございます。

「少なくとも」と入れるか、仮定「しても」と入れるか、どちらかかなという感じはしますけれども、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。高木委員、どうぞ。

【高木委員】　今の資料2と10ページ目のところですが、私自身はかなりうまく書かれているのではないかなというのが、従前からシナリオ分析をしていただきたいということで、そのシナリオがまず掲示されていて、やっぱり今おっしゃいましたように、これは普通に読むと、生産性の向上がなかったらこの業界は大変なことになるよというふうに資料から読み取れますので、10ページ目の上に大量離職時代という、大量というかなり強調している言葉が来ておりますので、私自身は十分伝わるのかなと。ただ、そういうふうには読まれない方もいらっしゃるということであれば、今の蟹澤先生のご意見を少し加えられるのがいいのかなというのはあります。ただ、かなりこの試算は勇気のある試算だなという感じがいたしまして、わかられている中でこういうことをやられていっているので、なかなかこういうシナリオ分析はこれまでなくて、1つの数字がそのまま出て、100万なら100万、50万なら50万という話になっていて、むしろこれは読み手が考えられる材料を与えてもらっているというところがすごくよかったのではないかとというのが1点です。感想です。

もう1点、これも感想なのですが、15ページ目の現状と課題のところにはコーポレート・ガバナンスの話を書いていたというのは、実はすごく大きな話じゃないかなと。昨年、総理が国連で演説をした際に、GPIFが国連責任投資原則、PRIに署名をいたしまして、この5月には企業年金連合会が国連の責任投資原則に署名するというところで、今、

産業界ではガバナンス改革に対する取り組みは非常に盛んに進んでおりまして、その手の話がいっぱい今、紙面上をにぎわせているわけなのですが、いつも私が感じていたのは、そういう産業界の話と建設業がなかなか結びつくことがなかったのですが、そういう意味ではこのところにコーポレート・ガバナンスという一言を入れていただいたというのは、ありがたかったかなというのと、意味合いが非常に大きいというふうに、個人的には思っています。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。才賀委員、どうぞ。

【才賀委員】 12ページの社会保険未加入対策のところ、2行目に元請の下請に対する指導強化等云々とあるのですが、この元請が下請にどういうふうな指導をしていただけるのかなというのが1つと、先ほど古阪先生が基幹技能者のことをおっしゃっていただいたので、非常に我々も意気高らかに発表できると思いますので、ぜひとも原文の中に1行でも結構ですから入れていただきたいと思います。

以上です。

【大森委員長】 はい。事務局のほうは、話を承るということでもいいですか。

ほか、いかがでしょうか。古阪委員、どうぞ。

【古阪委員】 すみません、もう1点です。重層構造の問題で、具体的には5ページの一番下のほうには、実質的関与を明確にしないとイケない。今まで重層構造というのは、主任技術者を1人ずつ配置すればそれでいいのだというようなことでやっていたところ、結果的にはさまざまな問題が出てきたということで、実質的関与を明確にしましょう。これは非常に大事なことなのですね。

もう一方で同じ中間とりまとめの17ページの(1)の最後の段落ですが、実質的に施工をしない下請業者をどうするか、排除するかという意味ですけれども、ここでは「一括下請禁止の徹底、主任技術者の専任配置等の徹底を実施する必要がある」ということで、堂々めぐりになってしまう可能性があって、おそらく趣旨としては違うことがあるのだと思うのですが、前半を有効に使って、あとの方の書きぶりをもう少し、実質的関与というものを明確にしていくとか、その辺を少し修文していただいたほうが、堂々めぐりっぽい理解にはならなくて済むかなというふうに思います。私は、そこを非常に気にしているところなので。

【大森委員長】 すみません、基準の明確化と下請禁止の徹底が矛盾しているように読めるということですか。ここで書いてあるのは、さっき言ったように徹底するために判断基準を明確化するというふうに修文しているとすると、ここで言う17ページは「一括下請禁止の徹底（判断基準の明確化と運用の強化）」だから、矛盾はしないような気がするのですが。

【古阪委員】 前は実質的関与の判断基準でしょう。僕はそういう理解をしたのですが。

【大森委員長】 実質的関与をしているかどうかの判断基準の明確化という意味ですよね。

【北村建設業課長】 よろしいですか。17ページの重層構造のところは、施策は再掲でして、5ページに書いてあることを重層構造という切り口でもう1回書いているので、そこでちょっとはしょって括弧に入れたりしているものですから、ちょっとわかりづらくなっているかもしれませんので。

【古阪委員】 方向性だけでも、再掲という。

【北村建設業課長】 ですので、ちょっとそこは表現ぶりを、5ページのほうともうちよつとあわせて丁寧に書き下すようにいたします。

【大森委員長】 了解です。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。齊藤委員、どうぞ。

【齊藤委員】 ありがとうございます。基本的にはこの中間とりまとめでよいかと思えます。その上で、今後ぜひ継続してご検討していただきたいという意味で発言させていただきます。1ページ目の冒頭に、横浜市のマンション事案を契機にするということですので、マンションを安心して買っていただくとか、マンションで安心して暮らしていただくという視点から、ぜひ今後、ご検討いただきたいことがあります。今回のまとめまででは、時間の制約で十分に審議できない、あるいは国土交通省の他の場での議論のほうが適切であるということもあると思いますので、今後、国土交通省でぜひご検討いただきたいと思っております。

1つ目は分譲マンションをお買いになられた方は、発注者である分譲マンションの会社を通じてしか、施工会社にアクセスできないという問題がございますので、例えば入居して、引き渡しをした後に不具合があったときに、どこにどういうふうにアクセスしていけばいいのかという問題、ぜひ工事完了までの役割と責任の明確化だけではなくて、その後起こった不具合に対しても、管理組合の方、お買いになった方がどういうふうに対処し

ていけばいいのかということも、今後ぜひご検討いただきたいと思います。

2点目は、図面の引き渡しに関しても中間のまとめにいただいているのですが、管理組合から見て、今後の維持管理も含めて、地盤情報も含めた図面などの情報は大変重要になってきます。その際に、分譲会社も施工会社も図面をお持ちでないということになると困ります。また、万が一、分譲会社が倒産等の場合に、管理組合から直接施工会社にアクセスができないということであれば、困ります。こうした事態も含めて、ぜひ、分譲会社や施工会社の図面の保管について、そして、管理組合からのアクセスの可能性についてご検討していただきたいと思っています。

3点目は、もしマンションなどに不具合があった場合、過去の事例をみておりましたが建物を検査してもらうまでに管理組合の方はかなり時間を要して、1年ぐらいたってからようやく建物を見ていただけるというのが実態のようです。そこで、建物などの不具合に対して管理組合からの申し出に対しても検査をしていただけるような体制も今後、ご検討いただきたいと思っています。どうぞ、よろしくおねがいたします。

【大森委員長】 ありがとうございます。ご意見として賜るということでもよろしいですね。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今いただいたご意見等を踏まえて若干の修正等が必要かもしれませんが、その辺は私と事務局のほうにお任せいただけるということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではご意見をいただいたということで、事務局と相談の上、とりまとめとさせていただきますと思っています。

中間とりまとめにつきましては、委員の皆様にご報告させていただくとともに、事務局から公表させていただくということになります。ありがとうございます。

それでは最後になりまして、私のほうから一言だけ御礼を申し上げたいと思います。本委員会で基礎ぐい工事問題で提言された建設業の構造的な課題につきまして、今年1月から半年間、非常に多岐にわたる議題について皆様の英知をいただき、ご議論させていただきました。一応、おおむねの対応策はお示しすることができたのではないかと考えております。委員の皆様、ほんとうにご審議、深く感謝いたします。どうもありがとうございます。

国土交通省の事務局の方々、ほんとうに苦勞されたと思います。その苦勞を間近に見ていまして、ほんとうに頭の下がる思いでございます。この場をかりて厚く御礼申し上げます。

す。ありがとうございます。さらに宿題とってはなんですが、国交省におかれては中間とりまとめに盛り込まれた施策について、今後速やかに実行に移していただくことを期待しておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、今日の議事はこれにて全て終了しました。進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

【三浦入札制度企画指導室長】 ありがとうございました。それでは最後に、国土交通省、宮内大臣政務官からご挨拶をさせていただきます。

【宮内大臣政務官】 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は、基本問題小委員会の中間とりまとめを行っていただきまして、大森委員長をはじめとしまして委員の皆様方に心から御礼を申し上げたいと思います。

今回の基礎ぐい工事問題を発端といたしまして、これらの問題に対してどのように我が国は対応していくべきなのかということについて、関係者がこうやって一堂に会していただきまして、真剣なご議論をしていただいて、社会というのは一つの事件や事故が起こったときに、どのようにこのことを受けとめて、そしてこれからどのように改善をするのかということがやはり大切であるわけですから、今回の取り組みにつきましてはほんとうに、国土交通省といたしまして感謝を申し上げたいと思いますし、おそらく国民の皆様方も期待をしてくださっているというふうに思います。ぜひ、今回まとめていただきましたそれぞれの責任の明確化という話、責任を明確化するというは、それぞれがどのようにしっかりと責任を認識し、それを社会に果たしていただくかということだと思っております。

その意味におきましては、今回ご議論いただきましたところをプレイヤーの皆様方にしっかりとご理解していただいて、それを実行していただかなければいけないというふうに思っております。今回、我々が議論させていただいて、そして共通感を持って共有していただきましたこの哲学を、社会のそれぞれの分野の方々に、委員の皆様方からもしっかりと発信をしていただきましたらありがたいというふうに思います。そして、プレイヤーの皆様方にその精神をしっかりとご認識していただいて、そしてそれを実践していただく、そのことが国民の皆様方の信頼につながるのである、消費者の信頼につながることである、そのことを逸脱すれば社会から信頼を失うとともに、その生存権さえも失ってしまう、そういう世の中であるということをおわかっていただくように、国土交通省からもしっかりと努力をして、社会に向けて発信するとともに引っ張っていきたいというふうに思っているところでございます。

民間企業の取引の中で、経済性の問題とそして安全性の問題、信頼性の問題をどのようにマッチングをしていって、そして社会の中で貢献していくということは永遠のテーマかというふうに思います。我が国の進化していく社会の中で、大事な問題としてこれからもしっかり取り組んでいきたいと思っております。そしてまた、やはり共通の認識の中の人材確保の問題でございます。将来に向けて重要な問題でございます。生産性向上に向けてはそれぞれの方々からの新しい知恵をどんどん投入して、この問題については対処していかなければいけないというふうに思いますから、これからもあらゆるアイデア、知恵、それから海外の事情等々、いろんなことを総合的に吸収しながら取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、今回のとりまとめにつきましては気持ちを一つにしてこうやって取り組ませていただいたことに心から感謝を申し上げまして、私の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

【三浦入札制度企画指導室長】 ありがとうございました。

それでは、これをおもちまして散会とさせていただきます。配付資料のご郵送を希望の皆様方におかれましては、そのままテーブルの上に置いていただければ、後ほどお送りさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところまことにありがとうございました。

— 了 —